

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 規 則

○北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
..... (環境政策課) 55

### 告 示

- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定..... (食品衛生課) 55
- 農業振興地域の指定の一部改正..... (農地調整課) 55
- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 58
- 土地改良法による道営換地計画の決定..... (農業施設管理課) 58
- 森林法による通知に代える公示..... (治山課) 58
- 道路の供用の開始..... (道路整備課) 58
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 58
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等(2件)..... (河川課) 59
- 河川区域の指定の一部改正..... (河川課) 59
- 河川予定地の指定の一部改正..... (河川課) 59
- 海岸保全区域の指定の一部改正..... (砂防災害課) 59
- 宅地建物取引業法による免許の取消し..... (建築指導課) 60

### 札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 60

### 道警察本部告示

- 北海道警察本部告示の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する告示..... 60
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正..... 61

## 規 則

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第17号

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則(平成15年北海道規則第125号)の一部を次のように改正する。

第5条中「ものは」の次に「、札幌市」を、「黒松内町」の次に「、長沼町」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 北海道告示第246号

物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、北海道における公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成18年4月15日から施行する。

なお、平成17年北海道告示第679号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定)は、平成18年4月14日限り、廃止する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

公衆浴場入浴料金(公衆浴場法施行条例(昭和24年北海道条例第3号)第2条第1号の普通浴場に係るものに限る。)の統制額

12歳以上の者(大人)	390円
6歳以上12歳未満の者(中人)	140円
6歳未満の者(小人)	70円

### 北海道告示第247号

昭和45年北海道告示第703号(農業振興地域の指定)等の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 昭和45年北海道告示第703号のうち、早来地域及び鶴川地域の事項を次のように改める。  
安平地域

安平町の区域のうち、都市計画法で定める市街化区域(平成10年北海道告示第2155号に

より変更告示された後の市街化区域)、防衛庁所管の土地(演習場)の区域、独立行政法人種苗管理センター胆振農場の区域、陸上自衛隊安平駐屯地の区域、陸上自衛隊北海道地区補給処早来燃料支処の区域、道有林野の区域、胆振東部地域森林計画の早来町有林野の29林班の区域並びに胆振東部地域森林計画の早来町の民有林野の26、29、30、33、34及び45から49までの林班の区域を除いた区域

## むかわ地域

むかわ町の区域のうち、都市計画法で定める用途地域、昭和59年北海道告示第1489号により市街化区域とされていた区域(都市計画法で定める用途地域を除く。)、国有林野の区域(胆振東部森林管理署管轄区域の121及び122林班の区域を除く。)、道有林野の区域、胆振東部地域森林計画の鶴川町有林野の9から12まで及び41から49までの林班の区域、胆振東部地域森林計画の鶴川町の民有林野の3(小班以外の区域並びに34、55、171、208、216、217(一部の区域に限る。))及び261小班の区域を除く。)、4(字二宮295番地及び296番地の1の区域を除く。)、5(字二宮405番地、416番地の2並びに426番地の22、23及び28の区域を除く。)、6(5、7から9まで、14、15、18から20まで、26、29及び73小班の区域に限る。)、7(字二宮269番地の1及び2、270番地から272番地まで、427番地の2(一部の区域を除く。))、4、5及び6(一部の区域を除く。))並びに428番地の1から3まで及び10の区域を除く。)、8(1から7まで及び22小班の区域を除く。)、14、15、16(字春日37番地、39番地の1、40番地の4、70番地の1(一部の区域を除く。))、2、5、6及び9から12まで並びに72番地の区域を除く。)、17(小班以外の区域並びに103、133及び139小班の区域を除く。))、18(小班以外の区域並びに67、88及び89小班の区域を除く。))、19(小班以外の区域及び1から4までの小班の区域を除く。))、20(小班以外の区域を除く。))、21(小班以外の区域を除く。))、22(小班以外の区域及び60小班の区域を除く。))、23(小班以外の区域及び124小班(一部の区域に限る。))を除く。))、25から38まで、39(小班以外の区域並びに10及び16小班の区域を除く。))、40(小班以外の区域並びに1から4まで、8から10まで、14、15、17(一部の区域に限る。))、24、25及び40から45までの小班の区域を除く。))、50、51、52(小班以外の区域を除く。))、53(小班以外の区域(字有明47番地の1から3までの区域を除く。))並びに1、2、12(一部の区域に限る。))、17及び53(一部の区域に限る。))小班の区域を除く。))、54、55、56(小班以外の区域を除く。))、57(字生田251番地の2、3及び5、298番地の1及び2、303番地、308番地、312番地並びに314番地の区域を除く。))、58(字生田224番地の13、240番地の1、7、9から15まで、21から28まで及び31、242番地の1、4及び5、243番地の1及び2、244番地の2から5まで及び13、248番地の5、9、11、14、22、24から29まで及び70、299番地の1及び2、301番地、302番地、310番地並びに311番地の区域並びにこれらの番地によって囲まれた区域(244番地の12の区域を除く。))を除く。))、59(字花岡308番地の1(一部の区域に限る。))、49(一部の区域に

限る。))、51(一部の区域に限る。))、52(一部の区域に限る。))、53(一部の区域に限る。))、54及び58の区域に限る。))、60(字花岡308番地の74、75、77及び78(一部の区域に限る。))の区域を除く。))、61(字花岡142番地、145番地から147番地まで、150番地の1、151番地の8及び9、157番地の2、292番地の3、293番地の1、294番地の1(一部の区域を除く。))及び4(一部の区域を除く。))、295番地の1(一部の区域を除く。))及び3(一部の区域を除く。))、296番地の1、299番地の1(一部の区域を除く。))、301番地の1及び4、302番地、303番地の1及び3、304番地の1、305番地の1から13まで、15、16、18及び31、306番地、307番地並びに字生田651番地の区域並びにこれらの地番によって囲まれた区域に限る。))、62(小班以外の区域並びに12(一部の区域に限る。))、13(一部の区域に限る。))、46、48から50まで、53から56まで及び133(一部の区域に限る。))小班の区域を除く。))、63(小班以外の区域並びに1から3まで、15、18、32、34、35(一部の区域に限る。))、43、60、62から72まで、75、79、82及び83小班の区域を除く。))及び64(小班以外の区域並びに100(一部の区域に限る。))、116、117、120(一部の区域に限る。))、121(一部の区域に限る。))、128から131まで、136及び144小班の区域を除く。))林班の区域、胆振東部地域森林計画の穂別町有林野の23(150から165までの小班の区域に限る。))、27(1から16までの小班の区域に限る。))、28(1から14小班までの小班の区域に限る。))、29(24から32までの小班の区域に限る。))、40(1から39までの小班の区域に限る。))、49(23から40まで、52及び53小班の区域に限る。))及び58(1から13まで及び16から19までの小班の区域に限る。))林班の区域、胆振東部地域森林計画の穂別町の民有林野の1から11まで、12(1から27までの小班の区域に限る。))、13(1から56までの小班の区域に限る。))、14(1から73まで、91から119まで、121から127まで、129及び130小班の区域に限る。))、15(53から82まで及び99から107までの小班の区域に限る。))、16(1から134までの小班の区域に限る。))、17(1から33までの小班の区域に限る。))、18(1から5までの小班の区域に限る。))、19(1から46までの小班の区域に限る。))、20(1から13までの小班の区域に限る。))、22(1から36まで及び45から130までの小班の区域に限る。))、23(34から52まで、101から124まで、149及び177小班並びにヌタボマナイ沢穂別川新沼橋以西の区域に限る。))、24(1から33まで及び35から93までの小班の区域に限る。))、25(1から7まで、12及び19から26までの小班の区域に限る。))、26(1から62までの小班の区域に限る。))、28(15から20までの小班の区域に限る。))、29(1から23まで及び33から44までの小班の区域に限る。))、30(1から44まで、49から59まで、63から67まで及び76から84までの小班の区域に限る。))、31(1から10までの小班の区域に限る。))、32から35まで、36(1から5までの小班の区域に限る。))、37(1から24までの小班の区域に限る。))、38、39(39から66までの小班の区域に限る。))、40(40から64までの小班の区域に限る。))、41(1から5まで、19及び35から105までの小班の区域に限る。))、42、43(7から49まで及び51か

ら60までの小班の区域に限る。)、44から48まで、49(4から22まで、41から51まで、54及び55小班の区域に限る。)、50から52まで、53(1から22までの小班の区域に限る。)、54、55(14から20まで、35から78まで、92及び93小班の区域に限る。)、56、57(107から115までの小班の区域に限る。)、58(14から15まで及び20から29までの小班の区域に限る。)、59(5から21までの小班の区域に限る。)、60(48から50までの小班の区域に限る。)、61、63(28及び32から105までの小班の区域に限る。)及び67(229から233まで、245から281まで及び283小班の区域に限る。)林班の区域、株式会社ワークム北海道社有地の区域並びに穂別ダムの水面の区域を除いた区域

2 昭和45年北海道告示第2678号のうち、北地域及び洞爺地域の事項を削る。

3 昭和46年北海道告示第2814号のうち、栗沢地域の事項を削り、岩見沢地域の事項を次のように改める。

#### 岩見沢地域

岩見沢市の区域のうち、図面(第16号)の赤色で着色した部分(都市計画法で定める用途地域(平成6年岩見沢市告示第48号により変更告示された後の用途地域及び平成6年栗沢町告示第46号により変更告示された後の用途地域)、防衛庁所管の土地の区域、北海道立中央農業試験の区域、北海道岩見沢農業高等学校の土地の区域、国有林野の区域、道有林野の区域、石狩空知地域森林計画の岩見沢市有林野の16林班の区域、石狩空知地域森林計画の岩見沢市の民有林野の1、2(1から43までの小班の区域に限る。)、3(1から14までの小班の区域に限る。)、5、6(1から10までの小班の区域に限る。)、7(1から7までの小班の区域に限る。)、8(1から8までの小班の区域に限る。)、10(1から36までの小班の区域に限る。)、11から15まで、16(1から32まで、50から53まで、55、56、63、65から73まで、76、77、80から82まで、95及び96小班の区域に限る。)、17(4、5、15から17まで、24、25、29から39まで、41から53まで、56から118まで及び124から133までの小班の区域に限る。)、18(1から28、32、34、39から41まで及び43から81までの小班の区域に限る。)、27、29、30及び31(1から60までの小班の区域に限る。)林班の区域、石狩空知地域森林計画の栗沢町有林野の4(25から31まで、33、34及び101小班の区域に限る。)、6(52から54まで、59、82及び83小班の区域に限る。)、15、16、25から27まで、32から34まで、36、38、39及び60から63までの林班の区域並びに石狩空知地域森林計画の栗沢町の民有林野の1(1、11から13まで、16から22まで、24から30まで、51から55まで、82、83及び93小班の区域に限る。)、2(74から89まで及び109から112までの小班の区域に限る。)、3(9から84まで及び114から126までの小班の区域に限る。)、4(1から18まで、20から24まで、35から100まで及び102から112までの小班の区域に限る。)、6(20、22から29まで、45から50まで、55から57まで、60、80、81、84から91まで、100、104及び105小班の区域に限る。)、7(31から45まで、63から71まで、73から77まで及び95から100までの小班の区域に限る。)、8(34、35、54から

79まで、81から83まで、85から104まで、138及び164から168までの小班の区域に限る。)、9(22から42まで、47から51まで、53から58まで、70から83まで、92及び103小班の区域に限る。)、11(29、31から33まで、49から51まで、59から61まで及び69から73までの小班の区域に限る。)、21、23から25まで、28、30、40から44まで及び46から59までの林班の区域)に該当する区域を除いた区域

4 昭和47年北海道告示第3389号のうち、穂別地域の事項を削る。

5 昭和48年北海道告示第3341号のうち、追分地域の事項を削り、虻田地域の事項を次のように改める。

#### 洞爺湖地域

洞爺湖町の区域のうち、図面(第12号)の赤色で着色した部分(都市計画法で定める用途地域(平成14年虻田町告示第38号により変更告示された後の用途地域)、平成14年虻田町告示第38号により用途地域から除かれた区域、自然公園法で定める支笏洞爺国立公園の特別保護地区(平成15年環境省告示第9号で変更告示された後の特別保護地区)、国有林野の区域、後志胆振地域森林計画の虻田町有林野の区域、後志胆振地域森林計画の虻田町の民有林野の1(21(一部の区域に限る。)、23、25、26(一部の区域に限る。)、27、28(一部の区域に限る。)、33、35から39まで、41から46まで、54、55、60、72、73、75から77まで、82から85まで、103(一部の区域に限る。))及び113小班の区域に限る。)、2(24、25、26(一部の区域に限る。))、28から30まで、34(一部の区域に限る。)、35、37から47まで、58、59、63及び68小班の区域に限る。)、3(1から5まで、7から22まで、26から37まで、58から70まで、80及び84小班の区域に限る。)、4(8、10から12まで、14から35まで、37から72まで、76、78、81から99まで、101から113まで、115、116、118から137まで、140から142まで、144及び145小班の区域に限る。)、5、6(1から24まで、34、35、37から39まで、42、43、47から52まで、54、55、57、58及び61から63までの小班の区域に限る。)、7から11まで、13(一部の区域を除く。)、14(24小班の区域に限る。)、15(8から10までの小班の区域に限る。)、16(1から8まで、10から48まで及び52小班の区域に限る。)、17(1から40まで、43から52まで及び54から56までの小班の区域に限る。)、18(一部の区域を除く。)、19から22まで、23(1から8まで、14、15、20から37まで、41から57まで、59から80まで、83、84及び86から91までの小班の区域に限る。)、24(1、2、11、19、22から25まで、29から32まで、36から42まで及び50から53までの小班の区域に限る。)、25(7から9まで、12から18まで、20、25から35まで、40、45、46及び52から58までの小班の区域に限る。)、26(2、9から12まで、15から18まで、20、22から40まで、42、43、45、47から51まで、53から56まで、60から73まで及び79から82までの小班の区域に限る。)林班の区域、後志胆振地域森林計画の洞爺村有林野の20から23まで、30(4から9までの小班の区域を除く。))及び39林班の区域、後志胆振地域森林計画の洞爺村の民有林野の24、26から28まで、40及び41林班の区域並びに中島の

区域及び洞爺湖の水面の区域）に該当する区域を除いた区域

**北海道告示第248号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（篠津幹線地区経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きよ、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成18年3月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第249号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、鷹栖町鷹栖西地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年3月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第250号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条

の規定により、その通知の内容を南富良野町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成18年北海道告示第166号のとおりである。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

空知郡南富良野町字幾寅257所在の森林について所有権を有する 谷 口 和 男

空知郡南富良野町字下金山1258の2ほか2筆所在の森林について所有権を有する

瀧 口 敏 正

**北海道告示第251号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 蕨台古平線	古平郡古平町大字沢江町国有林石狩森林管理署3329林班子小班地先から 古平郡古平町大字沢江町国有林石狩森林管理署3324林班い1小班地先まで	平成18.3.24
	古平郡古平町大字沢江町国有林石狩森林管理署3324林班い1小班地先から	同
	古平郡古平町大字沢江町国有林石狩森林管理署3324林班い1小班地先まで	同
	古平郡古平町大字沢江町国有林石狩森林管理署3324林班い1小班地先から	同
	古平郡古平町大字沢江町643番5地先まで	同
道道 登余市停車場線	余市郡余市町登町429番1地先から	同
	余市郡余市町登町327番1地先まで	同
	余市郡余市町黒川町685番1地先から	同
	余市郡余市町黒川町675番1地先まで	同

**北海道告示第252号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
渡島大野停車場線 北海道函館土木現業所	北斗市市渡809番1地先から北斗市市渡477番12地先(一般国道227号交点)まで		前	9.36mから 27.55mまで	1,413.52m	一般国道227号 重複L=23.62m 道道上磯峠下線 重複L=63.90m
			後	9.36mから 27.55mまで	1,414.89m	一般国道227号 重複L=25.03m 道道上磯峠下線 重複L=64.98m
立待岬函館停車場線 北海道函館土木現業所	函館市青柳町6番8地先(国有地)から 函館市青柳町7番1地先まで		前	5.20mから 13.00mまで	55.40m	
			後	5.20mから 15.20mまで	55.40m	
矢淵東瀬棚停車場線 北海道函館土木現業所	久遠郡せたな町北檜山区徳島596番2地先から 久遠郡せたな町北檜山区徳島577番1地先まで		前	16.19mから 25.50mまで	195.80m	
			後	16.19mから 43.96mまで	227.26m	

#### 北海道告示第253号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 河川 の 名 称 一級河川石狩川水系発寒川
- 廃川敷地等が生じた年月日 平成18年3月24日
- 廃川敷地等の位置 札幌市北区西茨戸17番1地先及び石狩市花川東1番606地先から札幌市北区西茨戸17番1地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量 土地 4,937.28m<sup>2</sup>

#### 北海道告示第254号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 河川 の 名 称 一級河川石狩川水系豊平川

- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成18年3月24日
- 3 廃川敷地等の位置 札幌市南区川沿1条1丁目2090番地先から2087番2地先まで、2087番27地先から2087番2地先まで及び2087番29地先から同2条2丁目22番2地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 4,480.19m<sup>2</sup>

#### 北海道告示第255号

昭和56年北海道告示第649号(河川区域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

表の1一級河川発寒川の項図面の欄中「第1号図から第3号図」を「第1号図の2及び第2号図の2」に改める。

#### 北海道告示第256号

昭和56年北海道告示第650号(河川予定地の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

表の1一級河川発寒川の項図面の欄中「第1号図から第3号図」を「第1号図の2及び第2号図の2」に改める。

#### 北海道告示第257号

昭和36年北海道告示1228号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、縦覧に供する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

6 北見沿岸海岸保全区域の表北見沿岸の(2)猿払海岸の猿払村の項海岸保全区域の欄中6の事項中、「補点①から補点⑦までの各点を順次に結ぶ線及び基点㊦」と補点⑦とを結ぶ線によって囲まれた区域」を「補点①から補点②までの各点を順次に結ぶ線、補点②と補点③とを結ぶ線、補点③から補点⑦までの各点を順次に結ぶ線及び補点⑦と基点㊦」とを結ぶ線によって囲まれた区域」に、「基点T 基点S から方向角298度54分14秒の方向1.00メートルの地点」を「基点T 基点S から方向角31度27分25秒の方向1.00メートルの地点」に、「基点U 基点T から方向角31度27分25秒の方向9.97メートルの地点」を「基点U 基点T

から方向角298度54分14秒の方向9.97メートルの地点」に、「基点W 基点Vから方向角171度10分54秒の方向5.07メートルの地点」を「基点W 基点Vから方向角171度10分54秒の方向15.07メートルの地点」に、「補点① 基点㉔から方向角34度00分00秒の方向108.84メートルの地点」を「補点① 基点㉔から方向角34度00分00秒の方向272.00メートルの地点」に、「補点② 基点㉕から方向角24度22分53秒の方向131.10メートルの地点」を「補点② 基点㉕から方向角24度22分53秒の方向278.00メートルの地点」に改め、その次の段に「補点②' 基点Yから方向角49度08分07秒の方向304.00メートルの地点」を加える。

北海道告示第258号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成18年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 所在地 札幌市中央区南14条西7丁目3番2号
- 2 商号又は名称 株式会社ワークスペース
- 3 代表者氏名 代表取締役 小林 克行
- 4 免許証番号 北海道知事石狩(2)第6465号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第40号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年3月24日

札幌医科大学長 今井 浩 三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
重油JIS1種1号(第6期調達分) 調達予定数量 56,000ℓ
- 2 落札を決定した日  
平成18年1月24日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 中川石油商事株式会社  
(2) 住所 稚内市中央5丁目2番31号
- 4 落札金額  
重油JIS1種1号 54,50円(1ℓ当たりの単価)
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告  
平成17年2月15日付け札幌医科大学告示第24号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 札幌医科大学事務局管財課  
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第47号

北海道警察本部告示の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する告示を次のように定め、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月24日

北海道警察本部長 樋口 建史

(趣旨)

第1条 民間事業者等が、北海道警察本部告示に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、特別の定めがある場合を除くほか、この告示の定めるところによる。

(電磁的記録による保存)

第2条 民間事業者等が、北海道警察本部告示の規定に基づき、別表第1の左欄に掲げる告示の同表の右欄に掲げる規定に基づく簿冊の備え付け及び保存、名簿の写し及び証書の副本の保管に代えて当該簿冊、名簿の写し及び証書の副本に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成)

第3条 民間事業者等が、北海道警察本部告示の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる告示の同表の右欄に掲げる規定に基づく証書の副本の作成、名簿の作成及び付記に代えて当

該証書の副本及び名簿に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

別表第1（第2条関係）

告 示 名	条 項
夏期冬道安全運転講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第25号）	第15条第1項及び第2項
取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）	第17条、第20条第1項及び第2項
初心運転者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第46号）	第20条第1項及び第2項
安全運転管理者等講習実施規程（平成5年北海道警察本部告示第4号）	第16条第1項及び第2項
原付講習実施規程（平成5年北海道警察本部告示第15号）	第8条第2項、第16条第1項及び第2項
更新時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第26号）	第12条第1項及び第2項
免許取得時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第32号）	第16条第1項及び第2項
特定任意講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第46号）	第13条第1項及び第2項
違反者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第87号）	第20条第1項及び第2項
停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）	第19条第1項及び第2項
高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）	第19条第1項及び第2項
特定任意高齢者講習等実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）	第19条第1項、第2項、第31条第1項及び第2項

別表第2（第3条関係）

告 示 名	条 項

取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）	第17条
初心運転者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第46号）	第15条第3項及び第16条第4項
違反者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第87号）	第14条第4項及び第15条

北海道警察本部告示第48号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

平成18年3月24日

北海道警察本部長 樋口 建史

別表札幌方面岩見沢警察署の項中

宮 下	岩見沢市12条東1丁目13番地	岩見沢市7条(7条通以北を除く。)東1丁目から東9丁目まで、8条東1丁目から東6丁目まで、9条東1丁目から東9丁目まで、10条東1丁目から東7丁目まで、11条及び12条の東1丁目、6条(西1丁目欠、6条通以北を除く。)から13条(西2丁目欠)までの西1丁目から西5丁目まで、春日町1丁目から4丁目まで、鳩が丘1丁目から4丁目まで(2丁目の298番地から306番地までを除く。)、総合公園並びに東山町
美 園	同 美園5条4丁目4番地	同 美園1条から美園4条までの1丁目から8丁目まで、美園5条2丁目から8丁目まで、美園6条6丁目から8丁目まで、美園7条8丁目、駒園1丁目から9丁目まで、南町3条から南町6条までの1丁目及び2丁目、南町7条から南町9条までの1丁目から5丁目まで、南町、緑が丘1丁目から6丁目まで、緑ヶ丘並びに並木町
		同 1条西1丁目から西15丁目まで、2条西1丁目から西16丁目まで、3条及び4条の西1丁目から西18

を 「	駅前		同 西5丁目8番地3 1条	丁目まで、5条西1丁目から西17丁目まで、6条(6条通以北)西2丁目から西5丁目まで、6条西6丁目から西20丁目まで、7条西6丁目から西22丁目まで、8条及び9条の西6丁目から西23丁目まで、10条西18丁目から西23丁目まで、北1条西11丁目から西20丁目まで(西12丁目欠)、北2条及び北3条の西3丁目から西20丁目まで、北4条西5丁目から西20丁目まで、北5条西6丁目から西20丁目まで、大和1条1丁目から9丁目まで、大和2条2丁目から9丁目まで、大和3条2丁目から9丁目まで、大和4条4丁目から8丁目まで、元町1条及び元町2条の東1丁目から東9丁目まで、元町3条東4丁目及び東5丁目、元町1条及び元町2条の西1丁目から西3丁目まで、有明町南、有明町中央、大和町並びに若松町				まで、春日町1丁目から4丁目まで、鳩が丘1丁目から4丁目まで、総合公園並びに東山町
	東光		同 東13丁目 5条	同 1条及び2条の東1丁目から東15丁目まで、3条東1丁目から東14丁目まで、4条及び5条の東1丁目から東16丁目まで、6条東1丁目から東14丁目まで、7条(7条通以北)東1丁目から東9丁目まで、7条東10丁目、日の出南及び日の出北の1丁目から4丁目まで、日の出1丁目から10丁目まで、日の出町並びに鳩が丘2丁目(298番地から306番地まで)の一部	美園		同 美園5条4丁目2番1号	同 美園1条から美園4条までの1丁目から8丁目まで、美園5条2丁目から8丁目まで、美園6条6丁目から8丁目まで、美園7条8丁目、駒園1丁目から9丁目まで、南町1条から南町6条までの1丁目及び2丁目、南町7条から南町9条までの1丁目から5丁目まで、緑が丘1丁目から6丁目まで、南町、緑が丘並びに並木町
	宮下		岩見沢市12条東1丁目13番地5	岩見沢市7条東(7条通以北を除く。)1丁目から9丁目まで、8条東1丁目から6丁目まで、9条東1丁目から9丁目まで(3丁目及び4丁目欠)、10条東1丁目から7丁目まで、11条東及び12条東の1丁目、6条西(6条通以北を除く。)から13条西(2丁目欠)までの1丁目から5丁目	駅前		同 西5丁目8番地3 1条	同 1条西1丁目から14丁目まで、2条西1丁目から16丁目まで、3条西及び4条西の1丁目から18丁目まで、5条西1丁目から19丁目まで、6条西(6条通以北)1丁目から5丁目まで、6条西6丁目から20丁目まで、7条西6丁目から22丁目まで、8条西及び9条西の6丁目から23丁目まで、10条西18丁目から23丁目まで、北1条西11丁目から20丁目まで(12丁目欠)、北2条西及び北3条西の3丁目から20丁目まで、北4条西4丁目から20丁目まで、北5条西6丁目から20丁目まで、北6条西16丁目から20丁目まで、大和1条1丁目から9丁目まで、大和2条2丁目から9丁目まで、大和3条3丁目から9丁目まで、大和4条4丁目から8丁目まで、元町1条東及び元町2条東の1丁目から9丁目まで、元町3条東4丁目及び5丁目、元町1条西及び元町2条西の1丁目から3丁目まで、有明町南、有明町中央、大和町並びに若松町
					東光		同 東13丁目9番 5条	同 1条東及び2条東の1丁目から15丁目まで、3条東1丁目から14丁目まで(5丁目及び6丁目欠)、4条東1丁目から16丁目まで、5条東1丁目から16丁目まで(9丁目欠)、6条東1丁目から14丁目まで、7条東(7条通以北)1丁目から9丁目まで、7

		地16	条東10丁目から14丁目まで、8条東10丁目から12丁目まで、日の出南及び日の出北の1丁目から4丁目まで、日の出1丁目から10丁目まで並びに日の出町
--	--	-----	--

に、  
「

幌向	同 幌向南1条3丁目336番地1	同 幌向南1条から南3条までの1丁目から5丁目まで、幌向南4条1丁目から4丁目まで、幌向南5条1丁目、幌向北1条及び北2条の1丁目から4丁目まで、幌向町並びに中幌向町
緑町	同 緑町1丁目7番地	同 緑町1丁目から7丁目まで、北本町東1丁目から東10丁目まで、北本町西1丁目から西3丁目まで、桜木1条1丁目から7丁目まで、西川町（幾春別放水路以南を除く。）及び稔町（通称学校通以北を除く。）
東	同 東町1条8丁目1363番9	同 1条東16丁目及び東17丁目、2条及び3条の東16丁目から東18丁目まで、4条及び5条の東17丁目及び東18丁目、栄町1丁目から8丁目まで、東町、岡山町、峰延町、大願町、宝水町並びに稔町（通称学校通以北）
北村	空知郡北村字赤川512番地の3	空知郡北村
月形	樺戸郡月形町字月形1468番地19	樺戸郡月形町（ただし、字札比内、字厚軽臼内及び豊ヶ丘を除く。）
札比内	同 字札比内1001番地の12	同 字札比内、字厚軽臼内及び字豊ヶ丘
栗沢	空知郡栗沢町東本町3番1	空知郡栗沢町本町、南本町、北本町、東本町、西本町、幸穂町、字砺波、字北斗、字自協、字越前、字南幸穂、字北幸穂、字必成、字最上、字由良、字栗部、字耕成、字小西、字岐阜、字栗丘及び字加茂川

を

志文	岩見沢市志文町324番2	岩見沢市志文本町、志文町、下志文町、金子町、双葉町の一部（南3線以北を除く。）及び上志文町387番地から上志文町410番地まで（上志文町389番地の2号、5号及び14号を除く。）
美流渡	空知郡栗沢町美流渡本町50番地2	空知郡栗沢町美流渡栄町、美流渡本町、美流渡東町、美流渡西町、美流渡南町、美流渡末広町、美流渡東栄町、美流渡錦町、美流渡吉野町、美流渡若葉町、美流渡桜町、美流渡緑町、美流渡楓町、万字仲町、万字曙町、万字幸町、万字巴町、万字睦町、万字英町、万字寿町、万字旭町、万字西原町、万字錦町、万字二見町、字万字大平及び字西万字並びに岩見沢市清水町、奈良町及び毛陽町
上志文	岩見沢市上志文町48番8	岩見沢市上志文町（上志文町387番地から上志文町410番地（上志文町389番地の2号、5号及び14号を除く。）を除く。）及び朝日町並びに空知郡栗沢町字宮村、字上幌及び字茂世五

「

幌向	同 幌向南1条3丁目336番地1	同 幌向南1条から南3条までの1丁目から5丁目まで、幌向南4条1丁目から4丁目まで、幌向南5条1丁目、幌向北1条及び幌向北2条の1丁目から7丁目まで、幌向町並びに中幌向町
緑町	同 緑町1丁目1番50号	同 緑町1丁目から7丁目まで、北本町東1丁目から10丁目まで、北本町西1丁目から3丁目、桜木1条1丁目から7丁目まで、西川町の一部（幾春別放水路以南を除く。）及び稔町の一部（通称学校通以北を除く。）
東	同 東町1条8丁目1363番地9	同 1条東16丁目及び17丁目、2条東及び3条東の16丁目から18丁目まで、4条東及び5条東の17丁目及び18丁目、栄町1丁目から8丁目まで、東町1条及び東町2条の1丁目から8丁目まで、東町、岡山町、峰延町、大願

		町、宝水町並びに稔町の一部(通称学校通以北)		栗 沢	町東本町3番地1	前、栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、栗沢町必成、栗沢町最上、栗沢町由良、栗沢町栗部、栗沢町耕成、栗沢町小西、栗沢町岐阜、栗沢町栗丘及び栗沢町加茂川		
北 村	同 北村赤川512番地3	同 北村豊正の一部(石狩川以北を除く。)、北村豊里、北村北都、北村中央、北村美唄達布、北村幌達布、北村砂浜、北村赤川、北村栄町、北村大願及び北村中小屋並びに樺戸郡月形町字雁里の一部(石狩川以南)		志 文	同 志文町324番地2	同 志文本町1条から3条の1丁目から6丁目まで、志文本町4条及び5条の1丁目から5丁目まで、ふじ町1条及び2条の1丁目から7丁目まで、志文町、下志文町、金子町並びに双葉町の一部(南3線以北を除く。)		
月 形	樺戸郡月形町1468番地19	樺戸郡月形町の一部(月形町以下町名があるもの及び北農沢川以東を除く。)	に改め、同表札幌方	美流渡	同 栗沢町美流渡本町50番地2	同 栗沢町美流渡栄町、栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡東町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡末広町、栗沢町美流渡東栄町、栗沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡吉野町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字二見町、栗沢町万字太平及び栗沢町西万字並びに清水町、奈良町及び毛陽町		
		字神園町、字階楽町、字大川岸通、字八重垣町、字本町、字富本町、字表小柳町、字裏小柳町、字柳橋通、字入舟町、字清澄町、字緑町、字旭町、字曙町、字表霞町、字裏霞町、字夕栄町、字北農場、字赤川、字南耕地、字知来乙、字豊ヶ丘の一部(北農沢川以東を除く。)、字篠津原野、字中野、字当別原野、字月形原野、字月ヶ岡、字五耕地山、字枯木、字スベツ太、字石狩川沿岸、字本町通、字ポンベツ、字ヌツパオマナイ、字チラスナイ、字市南、字知来乙三枚橋、字篠津、字当別、字新生、字農事会、字チクシベツの一部(北農沢川以東を除く。)、字北郷、字須部都、字新田、字月形、字赤川ヌツパオマナイ、字表階楽町、字旭町曙町及び字雁里の一部(石狩川以南を除く。)			上志文	同 上志文町48番地8	同 上志文町、朝日町、栗沢町宮村、栗沢町上幌及び栗沢町茂世丑	
札比内	同 字札比内1001番地21	同 字札比内、字厚軽白内、字豊ヶ丘の一部(北農沢川以東)、字チクシベツの一部(北農沢川以東)、字アツカルシユナイ、字アツカルウスナイ、字アツカラウスナイ及び月形町の一部(月形町以下町名があるものを除く北農沢川以東)						
	岩見沢市栗沢	岩見沢市栗沢町本町、栗沢町南本町、栗沢町北本町、栗沢町東本町、栗沢町西本町、栗沢町幸穂町、栗沢町砺波、栗沢町北斗、栗沢町自協、栗沢町越						

面伊達警察署の項中

駅 前			伊達市山下町340番の2	伊達市山下町、末永町、鹿島町、網代町、錦町、大町、西浜町、館山町、館山下町及び上館山町
梅 本			同 梅本町37番地の8	同 梅本町、舟岡町、萩原町、弄月町、西関内町、志門気町、乾町、喜門別町、幌美内町、松ヶ枝町、清住町、竹原町、旭町、元町及び東浜町
		黄 金	同 黄金町	同 北黄金町、南黄金町、南稀府町、中稀府町および北稀府町

		長和	同 長和町	同 長和町、若生町、上長和町及び大平町
		有珠	同 有珠町	同 有珠町、向有珠町、南有珠町、東有珠町および北有珠町
虻田			虻田郡虻田町字入江44番地の1	虻田郡虻田町(ただし、字月浦および字洞爺湖温泉町を除く。)
		豊浦	同 豊浦町字旭町	同 豊浦町字旭町、字海岸町、字舟見町、字幸町、字浜町、字東雲町、字高岡、字桜、字大和、字山梨、字美和、字上泉、字新山梨および字青山
		礼文華	同 字礼文華167番地の37	同 字礼文華
		大岸	同 字大岸113番の19	同 字大岸、字豊泉及び字新富
洞爺湖温泉			同 虻田町字洞爺湖温泉町	同 虻田町字月浦および洞爺湖温泉町ならびに有珠郡壮警町字中の島の一部
		洞爺	同 洞爺村字洞爺町48番13	同 洞爺村および有珠郡壮警町字中の島の一部
		壮警	有珠郡壮警町字滝之町	有珠郡壮警町字滝之町の一部、東湖畔、壮警温泉、仲洞爺、立香および中の島の一部

を「

駅前			伊達市山下町340番地3	伊達市山下町、末永町、鹿島町、網代町、錦町、大町、西浜町、館山町、館山下町及び上館山町
梅本			同 梅本町37番地8	同 梅本町、舟岡町、萩原町、弄月町、西関内町、東関内町、志門気町、乾町、喜門別町、幌美内町、松ヶ枝町、清住町、竹原町、旭町、元町及び東浜町
			同 南黄金	同 北黄金町、南黄金町、南稀府

		黄金	町44番地34	町、中稀府町及び北稀府町
		長和	同 長和町420番地1	同 長和町、若生町、上長和町及び大平町
		有珠	同 有珠町254番地2	同 有珠町、向有珠町、南有珠町、東有珠町及び北有珠町
虻田			虻田郡洞爺湖町入江44番地1	虻田郡洞爺湖町青葉町、旭町、泉、入江、大磯町、栄町、清水、高砂町、浜町、花和、本町及び三豊
		豊浦	同 豊浦町字旭町31番地2	同 豊浦町字旭町、字海岸町、字舟見町、字幸町、字浜町、字東雲町、字高岡、字桜、字大和、字山梨、字美和、字上泉、字新山梨及び字青山
		礼文華	同 字礼文華167番地37	同 字礼文華
		大岸	同 字大岸113番地19	同 字大岸、字豊泉及び字新富
洞爺湖温泉			同 洞爺湖町洞爺湖温泉142番地151	同 洞爺湖町月浦及び洞爺湖温泉並びに有珠郡壮警町字洞爺湖温泉、字昭和新山、字壮警温泉の一部(昭和川以西)及び字中の島
		洞爺	同 洞爺町48番地13	同 旭浦、岩屋、大原、香川、川東、財田、洞爺町、富丘、成香、早月及び伏見
		壮警	有珠郡壮警町字滝之町420番地6	有珠郡壮警町字滝之町、字東湖畔、字仲洞爺、字立香及び字壮警温泉の一部(昭和川以東)

に改め、同表札幌方面苫小牧警察署の項中

山手			同 北光町2丁目15番12号	同 山手町及び啓北町の1丁目及び2丁目、北光町、花園町及び見山町の1丁目から4丁目まで、松風町並びに字高丘の一部
			同 美園	同 美園町1丁目から4丁目まで、三光町5丁目及び6丁目、明野新町1丁目から6丁目まで、新開町及び

美 園			町1丁目4番3号	柳町の1丁目から4丁目まで、明野元町1丁目及び2丁目、新明町1丁目から5丁目まで、字高丘並びに字丸山
山 手			同 北光町2丁目15番12号	同 山手町及び啓北町の1丁目及び2丁目、北光町、花園町及び見山町の1丁目から4丁目まで、松風町並びに字高丘の一部(苫小牧川以西)
美 園			同 美園町1丁目4番3号	同 美園町1丁目から4丁目まで、三光町5丁目及び6丁目、明野新町1丁目から6丁目まで、新開町及び柳町の1丁目及び2丁目、明野元町1丁目及び2丁目、新明町1丁目から5丁目まで、字高丘の一部(苫小牧川以東)並びに字丸山
沼ノ端		勇 払	同 字勇払27番地1	同 字勇払、字弁天及び真砂町
沼ノ端			同 字沼ノ端653番地8	同 字沼の端、字柏原、字静川、字植苗、字美沢及びあけぼの町1丁目から5丁目まで
糸 井			同 しろかば町5丁目6番19号	同 光洋町1丁目から3丁目まで、日吉町、桜木町及び豊川町の1丁目から4丁目まで、しろかば町、日新町、柏木町及び川沿町の1丁目から6丁目まで、有明町、永福町及び宮の森町の1丁目及び2丁目、有珠の沢町1丁目から7丁目まで、小糸井町及びはまなす町の1丁目並びに字糸井
沼ノ端		勇 払	同 字勇払27番地1	同 字勇払の一部(勇払ふ頭以北を除く。)、字弁天及び真砂町
沼ノ端			同 字沼ノ端653番地	同 字沼の端、字柏原、字静川、字植苗、字美沢、あけぼの町1丁目から5丁目まで及び字勇払の一部(勇払

			8	ふ頭以北)
糸 井			同 しろかば町5丁目6番19号	同 光洋町1丁目から3丁目まで、日吉町、桜木町及び豊川町の1丁目から4丁目まで、しろかば町、日新町、柏木町及び川沿町の1丁目から6丁目まで、桜坂町、有明町、永福町及び宮の森町の1丁目及び2丁目、有珠の沢町1丁目から7丁目まで、小糸井町及びはまなす町の1丁目並びに字糸井
		追 分	勇払郡追分町本町6丁目54番地	勇払郡追分町本町1丁目から7丁目まで、花園1丁目から4丁目まで、若草及び青葉の1丁目から3丁目まで、白樺1丁目及び2丁目、柏が丘、弥生、豊栄、春日、向陽、美園、緑ガ丘、中央並びに旭
		安 平	同 早来町字安平671番地の4	同 早来町字緑丘、字守田、字瑞穂、字安平及び字東早来
		早 来	同 大町130番地の2	同 大町、栄町、北町及び字北進
		遠 浅	同 字遠浅14番地	同 字遠浅、字新栄、字源武及び字富岡
鶴 川			同 鶴川町花園町3丁目21番	同 鶴川町、福住町、文京町及び美幸町の1丁目から4丁目まで、花園町及び松風町の1丁目から3丁目まで、青葉町、大原町、未広町及び大成町の1丁目及び2丁目、洋光町、若草町、駒場町、晴海町、字宮戸、字汐見、字豊城、字二宮、字旭岡、字花岡、字有明、字生田、字春日、字米原並びに字田浦
		穂 別	同 穂別町字穂別29番地26	同 穂別町字穂別、字栄、字仁和、字和泉、字豊田、字稲里、字長和、字富内、字平丘、字安住及び字福山
				同 厚真町錦町、新町、本町、表

		厚 真	同 厚真町 錦町26番地	町、京町、字美里、字豊沢、字宇隆、 字幌里、字朝日、字本郷、字桜丘、字 幌内、字高丘、字富里、字吉野および 字東和
を 「		追 分	同 勇払郡安平町 追分本町6丁 目54番地	勇払郡安平町追分本町1丁目から7丁 目まで、追分花園1丁目から4丁目ま で、追分若草及び追分青葉の1丁目か ら3丁目まで、追分白樺1丁目及び2 丁目、追分柏が丘、追分弥生、追分豊 栄、追分春日、追分向陽、追分美園、 追分緑が丘、追分中央並びに追分旭
		安 平	同 安平671番地 4	同 早来緑丘、早来守田、早 来瑞穂、安平及び東早来
		早 来	同 早来大町130 番地2	同 早来大町、早来栄町、早 来北町及び早来北進
		遠 浅	同 遠浅14番地	同 遠浅、早来新栄、早来源 武及び早来富岡
	鶴 川		同 むかわ町 花園3丁目 21番地	同 むかわ町福住、文京及び美幸の 1丁目から4丁目まで、花園及び松風 の1丁目から3丁目まで、青葉、大 原、未広及び大成の1丁目及び2丁 目、洋光、若草、駒場、晴海、宮戸、 汐見、豊城、二宮、旭岡、花岡、有 明、生田、春日、米原並びに田浦
		穂 別	同 穂別29番地 26	同 穂別、穂別栄、穂別仁 和、穂別和泉、穂別豊田、穂別稲里、 穂別長和、穂別富内、穂別平丘、穂別 安住及び穂別福山
		厚 真	同 厚真町 京町31番地	同 厚真町錦町、新町、本町、表 町、京町、字美里、字豊沢、字宇隆、 字幌里、字朝日、字本郷、字桜丘、字 幌内、字高丘、字富里、字吉野及び字 東和
に改め、同表旭川方面名寄警察署の項中				

				名寄市大通及び西1条の南1丁目から 南12丁目まで、西2条（西2条通以 東）南1丁目から南9丁目まで、西2 条（西2条通以東を除く。）から西4条 （西4条通以東）までの南10丁目から 南12丁目まで、東1条南1丁目から南 9丁目まで、東2条南1丁目から南12 丁目まで（南8丁目を欠く。）東3条 及び東4条の南1丁目から南9丁目ま で（南8丁目を欠く。）東2条北1丁 目、東3条北1丁目及び北2丁目、東 4条北1丁目から北3丁目まで、字徳 田、字緑丘、字朝日、字日影並びに字 旭東の北海道旅客鉄道株式会社宗谷本 線以東
駅 前			名寄市大通南 7丁目	
				同 大通及び東1条の北1丁目から 北7丁目まで、東2条北2丁目から北 7丁目まで、東3条北3丁目から北7 丁目まで、東4条北4丁目から北7丁 目まで、西1条から西4条までの北1 丁目から北7丁目まで、西5条北1丁 目から北5丁目まで、西6条から西9 条までの北1丁目から北4丁目まで、 西2条（西2条通以東を除く。）から西 4条（西4条通以東）の南1丁目から 南9丁目まで、西4条（西4条通以東 を除く。）南1丁目から南12丁目まで、 西5条南10丁目から南12丁目まで、 西6条及び西7条の南1丁目から南12丁 目まで、西8条南10丁目から南12丁 目まで、西9条南4丁目から南6丁目ま で、西10条から西13条までの南10丁 目から南12丁目まで、栄町、字日進、字 大橋、字内淵、字瑞穂、字砺波、字 曙、字弥生、字豊栄、字共和並びに字 旭東の北海道旅客鉄道株式会社宗谷本 線以西
西 五 条			同 西5条 南7丁目21番 地1	
		智恵文	同 智恵文 4377番地の3	同 智恵文
を				

駅 前	名寄市東1条南7丁目1番	<p>名寄市大通南及び西1条南の1丁目から12丁目まで、西2条南1丁目から9丁目までの一部(西2条通以東)、西2条南及び西3条南の10丁目から12丁目まで、西4条南10丁目から12丁目までの一部(西4条通以東)、東1条南1丁目から9丁目まで、東2条南1丁目から12丁目まで(8丁目欠)、東3条南及び東4条南の1丁目から9丁目まで(8丁目欠)、東5条南1丁目から9丁目まで(7丁目及び8丁目欠)、東6条南1丁目から9丁目まで(6丁目及び7丁目欠)、東7条南1丁目から9丁目まで(2丁目及び5丁目から7丁目まで欠)、東8条南5丁目から9丁目まで(6丁目及び7丁目欠)、東9条南5丁目、東2条北1丁目の一部(北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東)、東3条北1丁目、東3条北2丁目及び3丁目の一部(北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東)、東4条北1丁目から3丁目まで、東4条北4丁目の一部(北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東)、東5条北及び東6条北の1丁目から5丁目まで、字徳田、字緑丘、字朝日、字日彰並びに字旭東の一部(北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東)</p>	西 五 条	同 西 5 条南 7 丁目 21 番地 1	<p>で、西15条南1丁目から9丁目まで(2丁目、3丁目及び8丁目欠)、西16条南9丁目、大通北及び西9条北の1丁目から10丁目まで、西1条北及び西3条北の1丁目から7丁目まで、西2条北1丁目から8丁目まで、西4条北1丁目から11丁目まで(9丁目欠)、西5条北1丁目から11丁目まで、西6条北1丁目から11丁目まで(5丁目及び7丁目欠)、西7条北、西8条北、西10条北及び東1条北の1丁目から9丁目まで、西11条北及び西12条北の1丁目から5丁目まで、西13条北1丁目、東1条北1丁目から9丁目まで、東2条北1丁目の一部(北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以西)、東2条北2丁目から9丁目まで、東3条北2丁目及び3丁目の一部(北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以西)、東3条北4丁目から8丁目まで、東4条北4丁目の一部(北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以西)、東4条北5丁目から8丁目まで、東5条北6丁目及び8丁目、字日進、字大橋、字内淵、字瑞穂、字砺波、字曙、字弥生、字豊栄、字共和並びに字旭東の一部(北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以西)</p>
		<p>同 西 2 条南 1 丁目から 9 丁目までの一部(西2条通以西)、西3条南1丁目から8丁目まで、西4条南1丁目から9丁目まで、西4条南10丁目から12丁目までの一部(西4条通以西)、西5条南1丁目から12丁目まで(9丁目欠)、西6条南、西7条南及び西10条南の1丁目から12丁目まで、西8条南1丁目から12丁目まで(7丁目から9丁目まで欠)、西9条南4丁目から6丁目まで、西11条南及び西12条南の1丁目から12丁目まで(2丁目欠)、西13条南1丁目から12丁目まで(3丁目欠)、西14条南5丁目から12丁目ま</p>	智恵文	同 智恵文 11 線北 3 番地	同 字智恵文

に、

風 連	同 風連町本町5番地の1	同 風連町の一部(字旭、字東生、字日進、字池の上および字東風連の一部を除く。)
風連旭	同 字旭	同 風連町の一部(字旭、字東生、字日進、字池の上および字東風連の一部)

を

風 連	名寄市風連町本町5番地1	名寄市風連町大町、風連町新生町、風連町仲町、風連町西町、風連町北栄町、風連町緑町、風連町南町、風連町本町、風連町字瑞生、風連町字中央、風連町字豊里及び風連町字西風連
風連旭	同 字旭2461番地	同 風連町字旭、風連町字東生、風連町字日進、風連町字池の上及び風連町字東風連

に改める。

